

第3弾

【関市新型コロナウイルス緊急対策生活支援資金貸付制度】 貸付条件を緩和します

4月から、新型コロナウイルス対策の影響で収入が減少し、家計に支障をきたしている世帯に対し、一時的な生活資金の貸付を行っています。対象者の条件を緩和し、申請受付期間を延長します。

条件緩和の主なポイント

- ・直近の月額収入が2/3以下に減少 ⇒ 直近の月額収入が2割以上減少
- ・連帯保証人が必要 ⇒ 連帯保証人は不要

緩和について

1 対象者

以下のすべての条件に該当する者

- ・令和元年11月及び12月の月額収入（総支給額から税金、社会保険料を除いた額）の平均額と比較して、直近の月額収入が**2割以上**減少した方（※当初は2/3以下に減少した方）
- ・市内に引き続き3か月以上住所を有する者
- ・市税等を完納している者

2 貸付額（限度額） 30万円（10万円×3か月）

3 借入・返済 無利子、償還期間3年以内（貸付後1年間据置）

4 申請受付期間 7月31日（金）まで延長 （※当初は6月30日（火）まで）